

令和5年度

瑞浪市奨学生募集要項

瑞浪市奨学金は返済不要の給付型奨学金です。

申請期間

令和5年4月3日(月)～4月28日(金)

高校生

月額 **10,000** 円を正規の修学年限分支給

大学生

月額 **30,000** 円を正規の修学年限分支給

(大学生は入学時に一時金 **200,000** 円支給)

それぞれ **10名** を募集します。

※高等専門学校、医・薬学部などは、正規の修学年限分支給します。

※どの学年でも応募できます。

人材育成

支援

健康

能力

意欲

令和5年度 瑞浪市奨学生募集要項

瑞浪市では、教育の機会均等を確保し、将来社会に貢献できる優秀な人材を育成することを目的として、瑞浪市加知奨学基金条例施行規則及び瑞浪市奨学基金条例施行規則に基づき奨学金を支給します。

なお、瑞浪市加知奨学基金は、故 加知 保氏の寄附により開設し、大学生等に対して支給する制度です。

【申請期間】 令和5年4月3日(月)から4月28日(金)まで

【申請資格】

対象枠	対象者	※専門学校、通信教育及び公開講座は対象外です。
大学生	学校教育法に規定する大学・短期大学・大学院（大学時瑞浪市奨学金を支給されていた者を除く）・高等専門学校専攻科に在学する者で次の（１）～（７）の条件すべてに該当する学生	
高校生	学校教育法に規定する高等学校・特別支援学校高等部・高等専門学校に在学する者で次の（１）～（７）の条件すべてに該当する生徒	

- （１） 瑞浪市に1年以上住所を有する者の子であること。（4月1日基準日）
（本人のみが瑞浪市内に住所を有する場合は該当しない。）
- （２） （１）に相当すると市長が認めた者であること。
（祖父母が瑞浪市内に住所を有し、その子を扶養する実態がある場合は該当します。）
- （３） 人物が優秀で、学業の基準は、学習成績の評定を5段階に換算した平均が3.5以上*
であること。*小数点以下第2位で四捨五入。
- （４） 修学に十分堪え得る健康状態であること。
- （５） 経済的理由で修学が困難であること。
（所得制限あり。世帯構成・収入等により決定。）
- （６） 生計同一世帯員に市税の滞納がないこと。
- （７） 外国人は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(将来永住する意思のある人に限る。)を対象とする。

【支給額】

(1) 支給金額

対象枠	対象校	支給月額	入学一時金
大学生	大学、短期大学、大学院、高等専門学校専攻科	30,000円	200,000円
高校生	高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校	10,000円	***

(2) 支給方法

奨学金は7・11・2月の3回に分け、各月20日までに奨学生名義の預金口座に支給金額×4ヶ月分を振り込みます。

【支給期間】

支給決定された年度の4月から同一の学校に在学する期間、支給します。ただし、在学する学校の正規の修学年限までが限度となります。